

平成18年 2月 1日

県内解体業許可業者 各位

三重県環境森林部廃棄物対策室長

使用済自動車の廃油の抜き取り作業に関する注意について

日頃は、自動車リサイクル法の円滑な運用にご尽力賜り、誠にありがとうございます。

さて、既にご存じのことと思いますが、過日、県内解体業許可業者の事業場内において火災事故が発生いたしました。新聞報道によりますと、使用済自動車からガソリンを抜き取る作業を行っている最中に発火した事故であったようです。

このガソリン抜き取り作業と出火原因との因果関係は不明ですが、このような事故の発生を受けて、消防署から、「国から示されている「標準作業書ガイドライン」の解説に燃料の回収方法として示されている燃料タンクにドリル等で穴を開けるような作業については、出火の恐れがある危険な行為であるので行わないように」との指摘がありました。

以上のような状況に鑑み、今後、燃料タンクにドリル等で穴を開けるような作業は極力行わないよう、ご対応方よろしくお願いいたします。

事務担当 廃棄物対策グループ

山 中

電話 059-224-2475

fax 059-222-8136

e-mail:yamanh02@pref.mie.jp